

議案第 6 1 号

嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町民会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 29 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

物価高騰の影響を鑑み、受益者負担の適正化を踏まえた施設使用料の改定のため本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町民会館条例の一部を改正する条例

嘉島町民会館条例（平成 25 年嘉島町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分		午前	午後	夜間	摘要			
		9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時				
ホール関連	入場料 無料	平日	21,600 円	29,200 円	32,800 円	楽屋 1・2・3 ・4、ホワイ 工付		
		土曜日、日曜 日及び休日	24,000 円	32,800 円	36,400 円			
	入場料 有料	平日	31,200 円	42,400 円	49,600 円			
		土曜日、日曜 日及び休日	36,000 円	49,600 円	56,800 円			
	舞台のみ		9,000 円	12,200 円	12,800 円			
	楽屋(1 室)		1,800 円	2,500 円	2,700 円			
	リハーサ ル室	入場料無料	1 時間あたり 1,000 円					
		入場料有料	1 時間あたり 2,000 円					
その他	会議室 1(36 人)		1 時間あたり 800 円			和室 2 室 洋室 2 室		
	会議室 2(60 人)		1 時間あたり 800 円					
	会議室 3(54 人)		1 時間あたり 800 円					
	大会議室(150 人)		1 時間あたり 1,800 円					
	会議室 4(42 人)		1 時間あたり 800 円					
	会議室 5(20 人)		1 時間あたり 600 円					
	和室		1 時間あたり 800 円					
	調理室		1 時間あたり 900 円					
	ホワイエ		1 日 6,000 円		ホール未使 用時のみ			
附属設備等		町長が別に定める額						
キッチンカー		1 日 1 区画あたり 1,200 円						

別表備考 3 中「3割」を「1 時間あたりの使用料」に改める。

別表備考 4 中「合算した額」の次に「に備考 3 の延長した時間の使用料を加えた額」を加える。

別表備考 6 中「1ヶ月」を「1か月」に改める。

別表備考 7 の次に次のように加える。

8 上記の金額には冷暖房使用料及び消費税を含むものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

嘉島町民会館条例(平成25年嘉島町条例第22号)新旧対照表

現行							改正後(案)						
別表(第8条関係)							別表(第8条関係)						
区分			午前	午後	夜間	冷暖房使用料 (1時間につき)	摘要			区分			摘要
ホ ー ル 関 連	入場 料無 料	平日	8,000円	11,000円	14,000円	4,000円	樂屋1・ 2・3・4、 ホワイエ付	平日	21,600円	29,200円	32,800円	樂屋1・2・ 3・4、ホワイエ付	
		土曜日、 日曜日 及び休 日	10,000円	14,000円	17,000円			土曜日、 日曜日 及び休 日	24,000円	32,800円	36,400円		
		平日	16,000円	22,000円	28,000円			平日	31,200円	42,400円	49,600円		
		土曜日、 日曜日 及び休 日	20,000円	28,000円	34,000円			土曜日、 日曜日 及び休 日	36,000円	49,600円	56,800円		
		舞台のみ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円		舞台のみ	9,000円	12,200円	12,800円		
	入場 料有 料	樂屋(1室)	1,000円	1,400円	1,600円	200円		樂屋(1室)	1,800円	2,500円	2,700円	和室2室 洋室2室	
		舞台のみ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円		リハーサル室	入場料 無料	1時間あたり1,000円			
		樂屋(1室)	1,000円	1,400円	1,600円	200円		入場料	1時間あたり2,000円				

	<u>リハーサル室</u>	1,500円	2,000円	2,500円	400円	
その他の	<u>小会議室1階(24人)</u>	1時間あたり300円		200円		
	<u>小会議室(40人)</u>	1時間あたり400円		300円		
	大会議室(150人)	1時間あたり1,000円		600円		
	<u>研修室(40人)</u>	1時間あたり400円		300円		
	和室	1時間あたり400円		300円		
	調理室	1時間あたり500円		300円		
	ホワイエ	1日1,000円		600円	ホール未使用時のみ	
附属設備等	町長が別に定める額					

備考

1~2 (略)

3 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、
延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた
時間の使用料については直後の使用時間区分の使用料の3割
_____とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該
区分間の時間の使用料については、この限りでない。

	<u>有料</u>		
その他の	<u>会議室1(36人)</u>	1時間あたり800円	
	<u>会議室2(60人)</u>	1時間あたり800円	
	<u>会議室3(54人)</u>	1時間あたり800円	
	大会議室(150人)	1時間あたり1,800円	
	<u>会議室4(42人)</u>	1時間あたり800円	
	<u>会議室5(20人)</u>	1時間あたり600円	
	和室	1時間あたり800円	
	調理室	1時間あたり900円	
	ホワイエ	1日6,000円	ホール未使用時のみ
附属設備等	町長が別に定める額		
キッチンカー	1日1区画あたり1,200円		

備考

1~2 (略)

3 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、
延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた
時間の使用料については直後の使用時間区分の使用料の1時間あたり
の使用料とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該
区分間の時間の使用料については、この限りでない。

4 ホール施設の9時から17時、13時から22時、9時から22時までの時間区分の使用料は、それぞれの時間区分に属する使用料欄の金額を合算した額_____とする。

5 (略)

6 舞台を専ら練習会場として使用する場合の申請は利用日1ヶ月前にホールが空いている場合に限る。

7 (略)

4 ホール施設の9時から17時、13時から22時、9時から22時までの時間区分の使用料は、それぞれの時間区分に属する使用料欄の金額を合算した額に備考3の延長した時間の使用料を加えた額とする。

5 (略)

6 舞台を専ら練習会場として使用する場合の申請は利用日1か月前にホールが空いている場合に限る。

7 (略)

8 上記の金額には冷暖房使用料及び消費税を含むものとする。